

特定非営利活動法人 駿優教育GROUP 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人駿優教育GROUP（略称 NPO法人駿優教育GROUP）という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は地域の子どもたちに対するIT（情報技術）やSNS（コミュニケーションツール）の学習支援を提供し、教育格差や情報格差を解消することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 災害救援活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 子どもの健全育成を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 小中学校へのIT出前授業
 - ② 学童保育所における夕方の勉強会やクラブ活動の開催
 - ③ 学童保育所における夏休みや冬休みの長期休暇時、パソコン講習特別講座
 - ④ 子ども食堂の開設・運営
 - ⑤ 屋内型遊び場の運営
- (2) その他の事業
 - ① 海外留学生と連携し地域イベントへの参加

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、前項の規定に準じるものとする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員・職員

(種別)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上5名以内

- (2) 監事 1名以上3名以内

(理事の役職及び定数)

第14条 この法人の理事の役職は、次の2種類とする。

- (1) 理事長 1名
(2) 副理事長 若干名

(選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 第14条に掲げる役職者は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第16条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3 理事長は、この法人の業務の執行を主宰する。
4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に支障があるときは、あらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
6 理事は、理事の業務の執行を円滑に行うため、理事会の付託に基づき日常業務を執行する。
7 監事は、次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第18条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを

補充しなければならない。

（解任）

第 19 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第 20 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

（顧問、相談役）

第 21 条 この法人に、顧問、相談役を置くことができる。

- 2 顧問、相談役は、総会の推薦により理事長が委嘱する。
- 3 顧問、相談役は特定事項について、理事長の諮問相談に応ずるとともに理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問、相談役の任期は、第 17 条第 1 項に掲げる役員の任期に準じるものとする。

（職員）

第 22 条 この法人に、事務局長、事務局次長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会議

（種別）

第 23 条 この法人の会議は、総会、理事会、の 2 種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

（総会の構成）

第 24 条 総会は、正会員をもって構成する。

（総会の権能）

第 25 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 52 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第 26 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 16 条第 7 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第 27 条 総会は、第 26 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 26 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の 7 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第 28 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第 29 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第 30 条 総会における議決事項は、第 27 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第 31 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 29 条、第 30 条第 2 項、第 32 条第 1 項第 2 号及び第 53 条は、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第 32 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場

合にあつては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があつたとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の決議があつたものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 総会の決議があつたものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第33条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第34条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第35条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。

(3) 第16条第7項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、第35条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第37条 理事会の議長は、その理事会に出席した理事の中から選出する。

(理事会の議決)

第38条 理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第 39 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 38 条第 2 項及び第 40 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第 40 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 41 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 42 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 43 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 44 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 45 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）

(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第55条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第9章 雑則

（細則）

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員及び役職名簿は、別表1のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月

31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	入会金	個人	1口	5,000円
		団体・法人	2口	10,000円
	会費	個人	1口	5,000円
		団体・法人	2口	10,000円
(2) 賛助会員	入会金	個人	1口	5,000円
		団体・法人	2口	10,000円
	会費	個人	1口	5,000円
		団体・法人	2口	10,000円

特定非営利法人 駿優教育GROUP 役員名簿

役職	氏名	報酬有無	住所
理事長	岩田光造	無	
副理事長	植田大志	無	
理事	中川周	無	
監事	木下貴文	無	

(法第10条第1項第5号関係)

設立趣旨書

令和6年9月23日

設立代表者

住所
氏名

岩日光 遼 (印)

1. 趣 旨

1. 設立の理念と活動方針

私たち「駿優教育 GROUP」は、教育の力で地域に変化を生み出すことを目的に設立されました。子どもたち一人ひとりの学ぶ権利を守り、自己肯定感と社会的自立を育てる支援を通じて、地域全体の未来をより良いものにしていきたいと考えています。少子化や核家族化、経済格差、情報格差が進む現代において、学校や家庭だけでは補いきれない「学びの機会」や「安心して過ごせる居場所」の必要性が増しています。私たちは、教育を通じた地域課題の解決を目指し、次の5つの活動を展開していきます。

2. 具体的事業内容

① 小中学校への IT 出前授業

近年、ICT 教育の導入が進む一方で、学校現場や家庭にはその対応に差があり、子どもたちが「使いこなす」以前に「触れることすらできない」現実があります。私たちはこの課題に対し、学校と連携し、ICT 機器の基礎操作や情報モラルに関する出前授業を行います。授業内容には、基本操作指導、SNS トラブル予防教育、プログラミング体験、AI 活用ワークショップなどを盛り込み、子どもたちの創造力と表現力を引き出します。

② 放課後の勉強会およびクラブ活動の開催

共働き家庭の増加や、学習環境に課題を抱える家庭が増える中、子どもたちが放課後を有意義に過ごせる安心・安全な学びの場を提供します。そろばんや語学、プログラミング、書道、日本舞踊、ダンスなど、子どもたちの「好き」「得意」を伸ばし、自己肯定感を育むクラブ活動を実施します。

③ 長期休暇中の特別パソコン講座

夏休みや冬休みに、生活リズムの乱れや学びの停滞を防ぐため、会館にて集中型のデジタル学習講座を開催します。Scratch やプレゼンづくり、リサーチ発表、AI 作文体験などを通じて、子どもたちの学びを深めます。成果は展示や発表会で共有します。

④ 子ども食堂の開設と食育の推進

学校休暇中に子ども食堂を開設し、家庭で十分な食事が取れない子どもたちに栄養ある食事とあたたかな居場所を提供します。地域農家やボランティアと連携し、調理体験や食材クイズなどの食育活動も行います。

⑤ 屋内型遊び場の整備・運営

屋外で遊べない子どもたちのために、屋内型遊び場を整備し、安全で自由な遊びの空間を提供します。柔らかい遊具、ボードゲーム、絵本スペースを備え、週末にはイベントも開催し、遊びと学びが交差する場をつくります。

3. 今後の展望

設立初年度は、地域に必要とされる活動を確実に実行しながら、行政・教育機関・企業・地域住民と連携し、継続可能な仕組みを構築していきます。将来的には、教育ボランティアの育成、多文化共生型の支援、キャリア教育、学びの拠点化など、活動の幅を広げていきます。

4. まとめ

「教育は未来への投資である」と私たちは信じています。子どもたちが学び、遊び、語り合い、自分らしく生きていける地域をつくること。それが私たち駿優教育 GROUP の使命であり、地域社会への恩返しでもあります。

2、申請に至るまでの経過

2024 年 1 月 特定非営利活動法人の設立について初めて提案された

2024 年 2 月 特定非営利活動法人設立準備会を継続開催（8 回）

2024 年 9 月 設立総会開催

(法第 10 条第 1 項第 7 号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 駿優教育 GROUP

1 事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- 1) 小中学校への IT 出前授業
- 2) 夕方の勉強会やクラブ活動の開催
- 3) 夏休みや冬休みの長期休暇時、特別講座
- 4) 子ども食堂の開設
- 5) 屋内型遊び場の運営

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施予定日時 (B) 当該事業の 実施予定場所 (C) 従事者の 予定人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 予定人数	事業費の 予算額 (単位: 千円)
① 小中学校 への IT 出 前授業	・タブレット端末及びパソコン の使用方法など出前授業 開催	(A) 各学校都合に より通年開催 (B) 茨城県内 (C) 5 人	(D) 茨城県内 小中学校 (E) 30 ~ 4 0 名	100
② 夕方の勉 強会やク ラブ活動 の開催	・各学童スクールにおいて読 み聞かせや韓国語講座など の開催 ・当館にてパソコンを利用し 安全な利用方法など使い方 講座の開催	(A) 通年 (B) 各学童スク ール及び当会館 (C) 3 人	(D) 茨城県内 学童スク ール及び 当会館 (E) 20 ~ 3 0 名	100
③ 夏休みや 冬休みの 長期休暇 時、パソ コン講習 特別講座	・長期小中学校休暇時当会館 にてプログラミングやパソ コンの使用方法についての 特別講座開催	(A) 長期休暇時(8 月・12月) (B) 当会館 (C) 5 人	(D) 茨城県内 (E) 30 人	150

④ 子ども食堂の開設	・小中学校長期休暇時当会館にて子ども食堂の開設	(A) 小中学校学校 休暇時 (B) 当会館 (C) 2人	(D) 茨城県内 (E) 30人	200
⑤ 屋内型遊び場の運営	・会館内に屋内型子供向け遊び場を設置し運営をする	(A) 毎日 (B) 当会館 (C) 2人	(D) 茨城県内 (E) 20人	150

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

(法第10条第1項第7号関係「設立当初の事業年度の事業計画書」)

設立翌事業年度の事業計画書

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 駿優教育GROUP

1 事業実施の方針

・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。

- 1) 小中学校へのIT出前授業
- 2) 夕方の勉強会やクラブ活動の開催
- 3) 夏休みや冬休みの長期休暇時、特別講座
- 4) 子ども食堂の開設
- 5) 屋内型遊び場の運営

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
① 小中学校 へのIT出 前授業	・タブレット端末及びパソコン の使用方法など出前授業 開催	(B)各学校都合に より通年開催 (B)茨城県内 (C)5人	(D)茨城県内 小中学校 (E)30～4 0名	100
② 夕方の勉 強会やク ラブ活 動の開 催	・各学童スクールにおいて読 み聞かせや韓国語講座など の開催 ・当館にてパソコンを利用し 安全な利用方法など使い方 講座の開催	(B)通年 (B)各学童スク ール及び当会館 (C)3人	(D)茨城県内 学童スク ール及び 当会館 (E)20～3 0名	100
③ 夏休みや 冬休みの 長期休暇 時、パソ コン講習 特別講座	・長期小中学校休暇時当会館 にてプログラミングやパソ コンの使用方法についての 特別講座開催	(A)長期休暇時(8 月・12月) (B)当会館 (C)5人	(D)茨城県内 (E)30人	150

④ 子ども食堂の開設	・小中学校長期休暇時当会館にて子ども食堂の開設	(B) 小中学校学校 休暇時 (B) 当会館 (C) 2人	(D) 茨城県内 (E) 30人	200
⑤ 屋内型遊び場の運営	・会館内に屋内型子供向け遊び場を設置し運営をする	(A) 毎日 (B) 当会館 (C) 2人	(D) 茨城県内 (E) 20人	150

(備考

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。

(法第10条第1項第8号「設立当初の事業年度の活動予算書」)

設立当初の事業年度 活動予算書
法人成立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人駿優教育GROUP
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	100,000		
.....		300,000	
2. 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
.....		200,000	
3. 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4. 事業収益			
出前講座事業収益	200,000		
5. その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		200,000	
経常収益計			700,000
II 経常費用			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	50,000		
減価償却費			
支払利息			
印刷製本代	100,000		
その他経費計	250,000		
事業費計		550,000	
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬			
給料手当			
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費			
旅費交通費			
減価償却費			
支払利息			
雑費	150,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	
経常費用計			700,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1. 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1. 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			
設立時正味財産額			
次期繰越正味財産額			0

(注) 重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等(対象事業等が定められた補助金等を含む)を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい(表示例はP61の様式例を参照)。

(法第10条第1項第8号「翌事業年度の活動予算書」)

令和8年度 活動予算書
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
特定非営利活動法人駿優教育GROUP
(単位: 円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	200,000		
賛助会員受取会費	100,000		
.....		300,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
.....		200,000	
3 受取助成金等			
受取民間助成金			
.....			
4 事業収益			
出前講座事業収益	200,000		
5 その他収益			
受取利息			
雑収益			
.....		200,000	
経常収益計			700,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	300,000		
法定福利費			
退職給付費用			
福利厚生費			
.....			
人件費計	300,000		
(2) その他経費			
会議費	100,000		
旅費交通費	50,000		
減価償却費			
支払利息			
印刷製本代	100,000		
その他経費計	250,000		
事業費計		550,000	
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	×	×	×
給料手当	×	×	×
法定福利費	×	×	×
退職給付費用	×	×	×
福利厚生費	×	×	×
雑費			
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	×	×	×
旅費交通費	×	×	×
減価償却費	×	×	×
支払利息	×	×	×
雑費	150,000		
その他経費計	150,000		
管理費計		150,000	
経常費用計			700,000
当期経常増減額			
III 経常外収益			
1 固定資産売却益			
.....			
経常外収益計			
IV 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
.....			
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0